

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例

昭和五十九年十二月十四日

条例第三十一号

改正 昭和六一年 七月三〇日条例第三 平成 元年 二月二三日条例第一七
一号 号

平成 三年 二月二二日条例第二号 平成 四年 三月二六日条例第五五
号 号

平成 四年 三月二六日条例第五六 平成 四年一〇月一六日条例第七
号 号

平成 七年 三月一〇日条例第二九 平成 八年 三月二五日条例第一五
号 号

平成一〇年一二月二二日条例第五 平成一二年 三月二四日条例第三
一号 九号

平成一三年 二月二三日条例第二 平成一三年 二月二三日条例第二
三号 五号

平成一三年一二月二一日条例第六 平成一四年 三月二六日条例第三
三号 七号

平成一七年 二月二二日条例第四 平成一七年 四月 八日条例第四九
四号 号

平成一七年一〇月二五日条例第一 平成一八年 三月三〇日条例第三
〇一号 〇号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例

(趣旨)

第一条 この条例は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 第一種地域 主として住居により、市街地が形成されている地域及び現に市街地が形成されることが見込まれる地域であつて、次に掲げるもの

イ 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第一号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域(駅の周辺、観光地その他商業の用途に供される地域で、人が多数往来するものを除く。)

ロ 都市計画法第八条第一項第一号に規定する用途地域以外の地域のうち、専ら住居の用途に供される一団の土地の面積が十ヘクタール以上であり、かつ、当該地域にある住居の戸数がおおむね五十戸以上である地域

二 第二種地域 主として商業の用途に供される店舗等により、市街地が形成されている地域及び現に市街地化されつつある地域であつて、都市計画法第八条第一項第一号に規定する商業地域

一部改正[平成七年条例二九号]

(告示)

第三条 前条各号に掲げる地域については、千葉県公安委員会が告示するものとする。

第四条 削除

削除[平成元年条例一七号]

(風俗営業の営業制限地域)

第五条 法第四条第二項第二号に規定する条例で定める地域は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 第一種地域

二 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校(同条に規定する大学を除く。)又は児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第七条に規定する保育所の敷地(これらの用に供するものと決定した土地を含む。次号において同じ。)の周囲百メートル(営業所が第二種地域内にある場合にあつては、七十メートル)以内の地域

三 学校教育法第一条に規定する大学、図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する図書館、児童福祉法第七条に規定する児童福祉施設(同条に規定する保育所を除く。)又は医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第一項に規定する病院若しくは同条第二項に規定する診療所(患者を入院させるための施設を有するものに限る。第十三条において同じ。)の敷地の周囲七十メートル(営業所が第二種地域内にある場合にあつては、五十メートル)以内の地域

2 前項の規定は、次の各号に掲げる営業所については適用しない。

一 列車等常態として移動する施設において行われる風俗営業に係る営業所

二 法第二条第一項第七号及び第八号の風俗営業(祭礼、縁日等地域的慣習による催物に伴つて行う風俗営業であつて、三月以内の期間を限つて行うものに限る。)に係る営業所

一部改正〔昭和六一年条例三一号・平成四年七一号・一〇年五一号・一三年二三号〕

(風俗営業の営業時間の特例)

第六条 法第十三条第一項に規定する習俗的行事その他の特別な事情のある日として条例で定める日は次の各号に掲げる日とし、当該特別な事情のある日に係る同項に規定する条例で定める地域はそれぞれ当該各号に定める地域とし、同項に規定する条例で定める時は午前一時とする。

- 一 一月一日から八日まで及び十二月二十五日から三十一日まで 県内全域
- 二 祭礼その他特別の行事が行われる日として、千葉県公安委員会が告示により指定した日 千葉県公安委員会が当該告示により指定した日に係る祭礼その他特別の行事が行われる地域として千葉県公安委員会が当該告示により指定した地域及び当該地域以外の地域のうち次項に定める地域に該当する地域
- 2 風俗営業(ぱちんこ屋及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令(昭和五十九年政令第三百十九号)第七条に規定する営業(以下「ぱちんこ屋等」という。)を除く。)につき法第十三条第一項に規定する午前一時まで風俗営業を営むことが許容される特別な事情のある地域として条例で定める地域は、第二種地域のうち、次の各号のいずれにも該当する地域として、千葉県公安委員会が告示により指定した地域とする。
 - 一 店舗が多数集合しており、かつ、風俗営業並びに深夜において営まれる酒類提供飲食店営業及び興行場営業(興行場法(昭和二十三年法律第百三十七号)第一条第二項に規定する興行場営業をいう。)の営業所が一平方キロメートルにつきおおむね三百箇所以上の割合で設置されている地域であること。
 - 二 次に掲げる地域に隣接する地域ないこと。
 - イ 住居が多数集合しており、住居以外の用途に供される土地が少ない地域
 - ロ その他の地域のうち、住居の用に併せて商業等の用に供されている地域で、住居が相当数集合しているため、深夜における当該地域の風俗環境の保全につき特に配慮を必要とするもの

一部改正〔平成一〇年条例五一号〕

(風俗営業の営業時間の制限)

第七条 風俗営業は、次の表の上欄に掲げる営業の区分に応じ、当該中欄に掲げる地域につき、それぞれ当該下欄に定める時間において、これを営んではならない。

風俗営業(ぱちんこ屋等を除く。)	第一種地域	日出時から午前十時まで及び午後十一時から翌日の午前零時まで(十二月二十四日及び前条第一項第一号に掲げる日(一月八日を除く。)並びに同項第二号の規定により指定した地域における同

		号の指定した日の前日にあつては、日出時から午前十時まで)
ぱちんこ屋等	別表に掲げる 地域	日出時から午前十時まで及び午後十一時から翌 日の午前零時まで(十二月二十四日及び前条第一項第一号に掲げる日(一月八日を除く。)並びに同項第二号の規定により指定した地域における同号の指定した日の前日にあつては、日出時から午前十時まで及び午後十一時から翌日の午前一時 まで)

一部改正〔平成一〇年条例五一号〕

(風俗営業に係る騒音及び振動の数値)

第八条 法第十五条に規定する条例で定める騒音に係る数値は、次の表の上欄に掲げる地域ごとに、当該下欄に掲げる時間の区分に応じ、それぞれ同欄に定めるところによる。

地域	数値		
	日出時から日没時 まで	日没時から午後十 時まで	午後十時から翌日 の日出時まで
第一種地域	五十デシベル	四十五デシベル	四十デシベル
第二種地域	六十五デシベル	六十デシベル	五十デシベル
第一種地域及び第 二種地域以外の地 域	六十デシベル	五十五デシベル	五十デシベル

2 法第十五条に規定する条例で定める振動に係る数値は、五十五デシベルとする。

一部改正〔平成一〇年条例五一号〕

(手数料の納入手続)

第九条 削除

削除〔平成一二年条例三九号〕

(風俗営業者の遵守事項)

第十条 法第二条第二項の風俗営業者(以下「風俗営業者」という。)は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 営業所で卑わいな行為その他善良の風俗を害する行為をし、又は客にこれらの行為をさせないこと。

二 風俗営業の用に供する家屋又は施設(以下この条において「営業用家屋等」という。)で客を就寝させ、又は宿泊させないこと(当該営業用家屋等を旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号)第二条第一項に規定するホテル営業及び旅館営業(同法第三条第一項の許可を受けて営むものに限る。)に係る施設として兼用している場合を除く。)。

三 客の求めない飲食物を提供しないこと。

四 法第十七条の規定により表示された料金以外の料金を客に請求しないこと。

五 営業時間中において、営業所入口及び客室に施錠をし、又はさせないこと。

六 営業用家屋等で店舗型性風俗特殊営業又は店舗型電話異性紹介営業を営まないこと。

一部改正〔平成一〇年条例五一号・一三年六三号〕

(遊技場営業者の特別遵守事項)

第十一條 法第二条第一項第七号又は第八号の営業に係る風俗営業者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 営業所でとばく類似行為その他著しく射幸心をそそるおそれのある行為をし、又は客にこれらの行為をさせないこと。

二 著しく射幸心をそそるおそれのある方法で営業しないこと。

2 前項に定めるもののほか、法第二条第一項第七号の営業(ぱちんこ屋及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令第十一条に規定する営業に限る。)に係る風俗営業者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 客に提供した賞品を他人に買い取らせないこと。

二 営業所で客に飲酒させないこと。

一部改正〔平成一〇年条例五一号〕

(立入制限に係る年齢及び時)

第十二条 法第二十二条第五号に規定する条例で定める年齢は十六歳とし、同号に規定する条例で定める時は午後六時とする。

一部改正〔平成一八年条例三〇号〕

(店舗型性風俗特殊営業等の禁止区域の基準となる施設)

第十三条 法第二十八条第一項(法第三十一条の三第二項の規定により適用する場合を含む。)に規定する条例で定める施設は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 医療法第一条の五第一項に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所

二 社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第二十一条第一項に規定する公民館

三 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第二条第一項に規定する博物館及び同法第二十九条に規定する博物館に相当する施設

四 都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第二条第一項第一号に規定する公園又は緑地

一部改正〔昭和六一年条例三一号・平成四年七一号・一〇年五一号・一三年六三号・一八年三〇号〕

(店舗型性風俗特殊営業等の禁止地域)

第十四条 店舗型性風俗特殊営業は、次の各号に掲げる営業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める地域において、これを営んではならない。

一 法第二条第六項第一号及び第二号の営業 [別表](#)に掲げる地域

二 法第二条第六項第三号及び第五号の営業 第二種地域以外の地域

三 法第二条第六項第四号の営業のうち個室に自動車の車庫が個々に接続する施設であつて、次のいずれかに該当する構造設備を有するものに係る営業 県内全域
イ 個室に接続する車庫(二以上の側壁(カーテン、ついたて等を含む。)及び屋根を有するものに限る。以下この号において同じ。)の出入口が扉等によつて遮へいできるもの

ロ 車庫の内部から個室に通じる専用の人の出入口又は階段若しくは昇降機が設けられているもの

ハ 個室と車庫とが専用の通路によつて接続しているものにあつては、当該通路の内部が外部から見えないもの

四 法第二条第六項第四号の営業のうち前号の営業を除く営業 第二種地域以外の地域

2 受付所営業(法第三十一条の二第四項に規定する受付所営業をいう。次条において同じ。)は、[別表](#)に掲げる地域において、これを営んではならない。

一部改正〔平成一〇年条例五一号・一八年三〇号〕

(店舗型性風俗特殊営業等の深夜における営業時間の制限)

第十五条 法第二十八条第四項に規定する店舗型性風俗特殊営業及び受付所営業は、次の表の上欄に掲げる営業の区分に応じ、当該中欄に掲げる地域につき、それぞれ当該下欄に定める時間において、これを営んではならない。

法第二条第六項第一号 及び第二号の営業並び に受付所営業	県内全域	午前零時から日出時まで
法第二条第六項第三号 及び第五号の営業	第二種地域以外の地域	午前零時から日出時まで
	第二種地域	午前一時から日出時まで

一部改正〔平成一〇年条例五一号・一八年三〇号〕

(店舗型性風俗特殊営業、無店舗型性風俗特殊営業及び映像送信型性風俗特殊営業の広告又は宣伝の制限地域)

第十五条の二 法第二十八条第五項第一号口に規定する条例で定める地域は、次の表の上欄に掲げる営業の区分に応じ、それぞれ当該下欄に定める地域とする。

法第二条第六項第一号及び第二号の営業	別表 に掲げる地域
法第二条第六項第三号から第五号までの営業	第二種地域以外の地域

2 法第三十一条の三第一項において準用する法第二十八条第五項第一号口に規定する条例で定める地域は、次の表の上欄に掲げる営業の区分に応じ、それぞれ当該下欄に定める地域とする。

法第二条第七項第一号の営業	別表 に掲げる地域
法第二条第七項第二号の営業	第二種地域以外の地域

3 法第三十一条の八第一項において準用する法第二十八条第五項第一号口に規定する条例で定める地域は、第二種地域以外の地域とする。

追加〔平成一〇年条例五一号〕、一部改正〔平成一三年条例六三号〕

(店舗型電話異性紹介営業の禁止区域の基準となる施設等)

第十五条の三 法第三十一条の十三第一項において準用する法第二十八条第一項に規定する条例で定める施設は、第十三条各号に掲げる施設とする。

2 店舗型電話異性紹介営業は、第二種地域以外の地域において、これを営んではならない。

3 法第三十一条の十三第一項において準用する法第二十八条第四項に規定する店舗型電話異性紹介営業は、次の表の上欄に掲げる地域の区分に応じ、それぞれ当該下欄に定める時間において、これを営んではならない。

第二種地域以外の地域	午前零時から日出時まで
第二種地域	午前一時から日出時まで

4 法第三十一条の十三第一項において準用する法第二十八条第五項第一号口に規定する条例で定める地域は、第二種地域以外の地域とする。

追加〔平成一三年条例六三号〕

(無店舗型電話異性紹介営業の広告又は宣伝の制限地域)

第十五条の四 法第三十一条の十八第一項において準用する法第二十八条第五項第一号に規定する条例で定める地域は、第二種地域以外の地域とする。

追加〔平成一三年条例六三号〕

(深夜における飲食店営業に係る騒音及び振動の数値)

第十六条 法第三十二条第二項において準用する法第十五条に規定する条例で定める騒音に係る数値は、次の表の上欄に掲げる地域ごとに、それぞれ当該下欄に定めるところによる。

地域	数値
第一種地域	四十デシベル
第一種地域以外の地域	五十デシベル

2 法第三十二条第二項において準用する法第十五条に規定する条例で定める振動に係る数値は、五十五デシベルとする。

一部改正〔平成一〇年条例五一号〕

(深夜における酒類提供飲食店営業の禁止地域)

第十七条 深夜における酒類提供飲食店営業は、第一種地域において、これを営んではならない。

一部改正〔平成一〇年条例五一号〕

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和六十年二月十三日から施行する。

(風俗営業等取締法施行条例の廃止)

2 風俗営業等取締法施行条例(昭和三十四年千葉県条例第六号)は、廃止する。

附 則(昭和六十一年七月三十日条例第三十一号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年二月二十三日条例第十七号)

この条例は、平成元年四月一日から施行する。

附 則(平成三年二月二十二日条例第二号)

この条例は、平成三年四月一日から施行する。(後略)

附 則(平成四年三月二十六日条例第五十五号)

この条例は、平成四年四月一日から施行する。

附 則(平成四年三月二十六日条例第五十六号)

この条例は、平成四年四月一日から施行する。

附 則(平成四年十月十六日条例第七十一号)

この条例中(中略)第二条の規定は公布の日から、第三条の規定は医療法の一部を改正する法律(平成四年法律第八十九号)附則第一条の政令で定める日から施行する。

附 則(平成七年三月十日条例第二十九号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律(平成四年法律第八十二号)第一条の規定による改正前の都市計画法(昭和四十三年法律第百号)の規定により定められている都市計画区域内の用途地域に関しては、同条の規定による改正後の都市計画法第二章の規定により行う用途地域に関する都市計画の決定に係る同法第二十条第一項(同法第二十二条第一項において読み替える場合を含む。)の規定による告示があった日までの間は、改正前の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例第二条第一号イの規定は、なおその効力を有する。

附 則(平成八年三月二十五日条例第十五号)

この条例は、平成八年四月一日から施行する。

附 則(平成十年十二月二十二日条例第五十一号)

この条例は、平成十一年四月一日から施行する。ただし、第五条第一項第三号の改正規定及び第十三条の改正規定(「同条第三項」を「同条第二項」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。

附 則(平成十二年三月二十四日条例第三十九号)

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成十三年二月二十三日条例第二十三号)

この条例は、医療法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第百四十一号)の施行の日から施行する。

附 則(平成十三年二月二十三日条例第二十五号)

この条例は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則(平成十三年十二月二十一日条例第六十三号)

この条例は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律(平成十三年法律第五十二号)の施行の日から施行する。

附 則(平成十四年三月二十六日条例第三十七号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則(平成十七年二月二十二日条例第四十四号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成十七年三月二十八日から施行する。

附 則(平成十七年四月八日条例第四十九号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成十七年七月一日から施行する。

附 則(平成十七年十月二十五日条例第百一号抄)

(施行期日)

1 この条例の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 (前略)第二十七条(中略)の規定 平成十七年十二月五日

二 (前略)第二十八条(中略)の規定 平成十八年一月二十三日

三 (前略)第二十九条(中略)の規定 平成十八年三月二十日

四 (前略)第三十条(中略)の規定 平成十八年三月二十七日

附 則(平成十八年三月三十日条例第三十号)

この条例は、平成十八年五月一日から施行する。

別表(第七条、第十四条第一項第一号及び第二項並びに第十五条の二第一項及び第二項)

千葉市(中央区栄町のうち、栄町三十五番十四号先の富栄橋から栄町三十一番六号先交差点までの道路、栄町三十一番六号先交差点から栄町二十四番五号先交差点までの道路及び栄町二十四番五号先から栄町二十七番二号先を経由し、栄町七番一号先交差点までの道路以北の区域を除く。)

銚子市

市川市

船橋市

館山市

木更津市

松戸市

野田市

茂原市

成田市

佐倉市

東金市

旭市

習志野市

柏市

勝浦市

市原市

流山市

八千代市

我孫子市

鴨川市

鎌ヶ谷市

君津市

富津市

浦安市

四街道市

袖ヶ浦市

八街市

印西市

白井市

富里市

南房総市

匝瑳市

香取市

山武市

いすみ市

印旛郡

香取郡

山武郡

長生郡

夷隅郡

安房郡

一部改正〔平成三年条例二号・四年五五号・五六号・八年一五号・一〇年五一号・一

三年二五号・一四年三七号・一七年四四号・四九号・一〇一号・一八年三〇号〕